

# 会 議 録

会議の名称	第12回（仮称）大和郡山市自治基本条例策定委員会	
開催日時	平成20年7月24日（木）19:00～21:00	
開催場所	中央公民館（三の丸会館）3階 小ホール	
事務局	大和郡山市 総務部 企画政策課	
出席者	委員	<p>澤井名誉教授、</p> <p>市民公募委員（磯委員、伊藤委員、井上委員、岩田委員、大牟礼委員、岡林委員、奥居委員、奥田委員、帯谷委員、梶谷委員、金田委員、河原委員、北野委員、北原委員、小林委員、鯛委員、高原委員、中野委員、中村委員、西本委員、沼田委員、藤原委員、森井委員、横田委員）</p> <p>市職員委員（猪岡委員、水本委員、北門委員、西尾委員、山中委員、中尾委員、八木委員、中野委員、吉本委員、下田委員）</p>
	事務局	北森企画政策課長、百嶋企画政策課長補佐、澤田、勝丸齋藤、金子（コンサルタント）
欠席者	委員 12名	
議 題	<p>前回議事録の確認について（全体討議）</p> <p>条例素案（たたき台）第6章 第14～19条について</p>	

## 議 事 概 要

### 1．開会挨拶等

事務局から以下の報告をする。

- ・会長の欠席について
- ・本日の欠席者について

## 2. 前回議事録の確認について

事務局から前回会議録の説明がある。

< 質疑応答 >

副会長 質疑等ございませんか？

委員 『4.まとめ』のところで、『「努めなければならない」と「しなければならない」とは何らかのかたちで統一できる』とあります。また、『「努めなければならない」でさえ強いのに』とありますが、これはおかしいのではないかと思います。「努めなければならない」というのは、努めたが結果できなくてもよいという含みを持たせることになります。それから、語尾の表現を全て統一しなければならないと仰っていますが、逆に統一すべきではなく、ある基準を持って「努めなければならない」とするところと、「しなければならない」と言い切ってしまうところの二つの表現が存在するべきです。非常に失礼な言い方になるかもしれませんが、会長、副会長は法令の専門家として数多く条文を見慣れておられますので、書かれている文章を決まり文句というかたちでとらえ、私が抱くような言葉の曖昧さへの疑問を持たれないのではないかと思います。はっきりと「しなければならない」ことは「しなければならない」と言い切ってしまう方が良いですが、努力しても不可能なことまで言い切るのは変です。更に、我々が今作成しているのは基本条例であり、例えば憲法第9条のように、後から詭弁とも思われるような解釈を生じさせないために、しっかりとした基準を持った使い分けが必要ではないかと強く感じています。

副会長 最終的な詰め段階では、「ねばならない」を使うところと、「努めるものとする」を使うところの判断をしなければなりませんし、解釈上は異例が生じない文言を選んだ方が良いでしょう。

委員 17ページの副会長の発言で、「各機関については・・・と思います。」とありますが、どのようにしたら良いかという事も含め、もう少し具体的に説明して頂きたいです。

副会長 例えば先程の「しなければならない」と言い切るかどうかにも示され

ているように、今後様々な部分で詰めが必要になってきます。それを踏まえて、「努めるものとする」や「努めなければならない」等の持って回った言い方は避けたい、というわけです。

委員 「市長と他の執行機関の関係についてもう少し議論した方が良い」というのはどういう意味でしょうか。

副会長 これは少し先の段階の議論になってしまいますが、この条文には、地方公共団体の責務というのが若干抜けているように思います。市長、各執行機関、職員、それぞれの責務は出てきますが、それらをまとめた、地方公共団体の責務に関しては触れられていません。その辺りを含めどういう風に考えていくか、ということです。

委員 もう少し具体的をお願いします。

副会長 政府の役割が変わってきていて、市民と政府とが協力して働くという議論をしていますよね。しかし、条例案たたき台の土台となっている地方自治法の中にはそのような考え方はなく、市民と政府（地方公共団体）とが協働して公共的な仕事をしていくということは想定していません。その想定していないことを我々は議論していますので、改めて、市民と地方公共団体との関係がどうあるべきかの規定が必要になるかと思います。その点で市長、執行機関、職員だけではなくて、地方公共団体全体の役割、いわゆる政府の役割ですね、これを議論して自治基本条例の中に載せる必要があるのではないか、ということです。

委員 同じく17ページの副会長の発言に「市長の権限のところは、統括責任者的な規定の仕方になっています。」とありますが、他に規定の形式はあるのでしょうか。

副会長 市長の権限で言うと、上から全体を指揮するという意味の規定になっています。市長の責務と言いますか、役割についても規定の仕方は有り得えますし、市長そのものの責任というものを、もっと具体的に規定することも考えられます。

委員 13ページの「持続可能な社会」について、説明をしておいた方が良

いかと思い、発言します。この言葉は、社会の成熟状態に応じて意味合いが違うもので、成熟した社会である現在の日本では、地球温暖化の問題があります。あと、旧市街地の衰退で、城下町の特徴を活かしたまちづくり。それから、旧ニュータウンの高齢化に対して、行政府に頼らずに地域を支え合える仕組み作りを願えるようなことではないかと考え、「持続可能な社会」を検討して頂きたいと思います。

委員 当委員会の進め方について意見を述べさせていただきます。議事録に関する様々な疑問が出されていますが、会の運行の性格から議事録への質問というのは、前の回に論議された内容が正確に反映されているかという点でのチェックだと思います。私自身も議事録に目を通して、質問してみたい部分等が多数あります。しかし、今はワークショップの段階であるため、色々な意見が出るのは当然であり、時間を掛けて論議を深め、意思や見解の統一を図る場ではないと言われていたかと思えます。したがって、理解できない点や異なった意見があったとしてもそのまま認めていき、出された意見が如何に正確に議事録に記載されているかを問題とすることが、私は最も大切なことだと思います。そのような理解で宜しいでしょうか。

副会長 現在は統一の見解を持つような段階ではなく、出された意見をなるべく正確に反映することが大切です。その点でご確認頂ければと思います。

それでは、本日の議題 条例案たたき台第6章 第14～19条についてグループ討議を始めます。

以下に各グループのワークショップの結果及び発表内容を記します。

【グループA】

主語の区別はどうしているのか。また、統一すべきではないのか。

(総合計画)

第14条 市長は、第3条で定めた基本理念にのっとり、将来的な市政運営の指針として基本構想及びこれを具体化するための計画(以下「総合計画」という。)を策定しなければならない。

もっと具体的には出来ないか

2 市の執行機関は、総合計画が策定されたら速やかに他の特定分野ごとの計画を策定するときは、~~は~~総合計画と整合を図らなければならない。

3 市の執行機関は、総合計画の内容を実現するため、実施する政策等の目標を数値化し市民生活の満足を得るために、適正な評価に基づいた進行管理に努めなければならない。

総合計画の見直しができる項目を追加すべきである

( 財政運営 )

どのような意味合いか

第15条 市長は、総合計画及び行政評価の結果を踏まえ、健全な財政運営のための手段を図るとともに、財政状況を市民にわかりやすく公表しなければならない。

維持管理だけか。減らすものは減らす、等もっと具体的に。

具体的な表現に。また、過去の繋がりが必要。

2 市長は、保有する財産を明確にし、適正な管理に努めるとともに効果的に活用していかなければならない。

どのような財産を保有しているか(特に土地開発公社の保有地)と、どのように管理するのかを明確にすべき。また、収支や支出のバランスが必要であるとの項目を付け足す。弱者にしわ寄せが行くかもしれない等も全て隠さずに公表し、それに基づき市民が判断すべきである。

( 行政評価 )

第16条 市の執行機関は、効果的で効率的な市政運営を行うため、行政評価を実施し、その内容及び結果を公表しなければならない。

2 市の執行機関は、行政評価の結果に基づき、総合計画の進行管理及び予算の編成、組織の改善等に反映させなければならない。

3 市の執行機関は、市民、専門家等による外部評価を受け、迅速に対応する仕組みを構築し、整備しなければならない。

市長と市の執行機関の区別は何か。また、行政評価、外部評価、外部監査との総合性を考える必要があるのでは。

立場の違う三者を一本にまとめて良いのか

( 外部監査 )

第17条 市民、市議会及び市長は、~~公平、公正で~~行政の重点施策実行のため効率的な市政運営を確保するため、必要に応じて専門性及び独立性を有する

外部機関その他第三者による監査を実施することができる。

16条、17条には、行政評価とは、外部監査とは何かということを入れるべきである。

(出資法人等に対する指導)

第18条 市の執行機関は、市が出資し、若しくはその運営のため補助をし、又は職員を派遣している法人その他の団体に関して、その財政状況等を定期的に公表し、その運営が適正かつ効率的に行われるよう指導及び助言していかなければならない。

(説明責任及び応答責任)

第19条 市は、開かれた市政運営を進めるため、市民に対して市政に関わる情報を積極的に提供し、わかりやすく説明しなければならない。

2 市は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して、~~迅速かつ誠実に~~応答真心を持って対応しなければならない。

説明会を開くのか？表現を変える必要がある。

市に情報を求めている人だけではなく、そのことを市民に公開することができないか。

[ 発表内容 ]

第14条に関して出された意見は、総合の計画の見直しをする旨の項目を追加すること、2項に「策定されたら速やかに」という旨の文言を追加すること、項の主語を統一することです。

第15条に関して出された意見は、1項2行目の運営の確保は何を確保するのか、またその手段についての記述を追加すること、都合の悪いことは隠れてしまわないかということ、できるだけ収入内支出という文言を追加することです。

第16条に関して出された意見は、1項の「行政評価を実施し」は「実効行政評価を実施し」なのではないかということ、3項の「外部評価の・・・ならない」は「外部評価を受け、迅速に対応する仕組みを構築し、整備しなければならない」の方が良いのではないかということです。

それから、第17条1行目の「公平、公正」は削除しても良いのではないかという意見と、第19条1項「わかりやすく説明しなければならない」の部分が、説明会を開くという意味にも捉えられるという意見が出されました。

【グループB】

(総合計画)

第14条 市長は、第3条で定めた基本理念にのっとり、~~将来的な~~市政運営の指針として基本構想及びこれを具体化するための計画(以下「総合計画」という。)を策定しなければならない。

2 市の執行機関は、~~総合計画の他に~~特定分野ごとの計画を策定するときは、市民の声を聞いて総合計画と整合を図らなければならない。

3 市の執行機関は、総合計画の内容を実現するため、実施する政策等の目標を数値化し、適正な評価に基づいた進行管理に努めなければならない。

できないものもある

市民も参加  
四半期毎のチェック等も必要

市民感覚を採り入れると共に、5年くらいのスパンで、総合計画をもっと現実的なものにするべきである。

(財政運営)

第15条 市長は、総合計画及び第16条で定める行政評価の結果を踏まえ、健全な財政運営の確保を図るとともに、半期に一度、財政状況を市民にわかりやすく公表しなければならない。

2 市長は、保有する財産を明確にし、適正な管理に努めるとともに効果的に活用していかななければならない。

当然のことなので、削除する

(行政評価)

第16条 市の執行機関は、~~効果的で効率的な~~市政運営を行うため、行政評価を実施し、その内容及び結果を公表しなければならない。

2 市の執行機関は、行政評価の結果に基づき、総合計画の進行管理及び予算の編成、組織の改善等に、半期に一度の見直しとして反映させなければならない。

3 市の執行機関は、市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。

内部と外部とで、異なる評価結果が出た場合はどうするのか。

(外部監査)

第17条 ~~市民、市議会及び~~市長は、公平、公正で効率的な市政運営を確保す

るため、必要に応じて専門性及び独立性を有する外部機関その他第三者による監査を実施することができる。

具体的には、また、市民が監査を実施できる体制づくりも必要。

(出資法人等に対する指導)

第18条 市の執行機関は、市が出資し、若しくはその運営のため補助をし、又は職員を派遣している法人その他の団体に関して、その財政状況等を定期的に公表し、その運営が適正かつ効率的に行われるよう指導及び助言していかなければならない。

“出資法人”ではなく、もっと具体的な組織名を表記する。  
市民の意向を反映させる。  
常に必要性を精査し、改廃も視野に入れたスタンスを取る。

(説明責任及び応答責任)

第19条 市は、~~開かれた~~市政運営を進めるため、市民に対して市政に関わる情報を積極的に提供し、わかりやすく説明しなければならない。

2 市は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して、それが不当若しくは理不尽なものである場合を除き、迅速かつ誠実に応答しなければならない。

[発表内容]

第14条につきまして、今現在大和郡山市にある基本構想なるものは、平成18年～27年のもので、丸投げしたような、まるで絵に描いた餅だと評価される部分もあるかと思えます。それをベースに展開していくのは、手間、暇、金が掛かるばかりで、理知的ではありません。寧ろ計画しやすい、5ヶ年計画程度のスパンで、もっと具体的に、実効性のあるものを策定していくべきだとのことから、基本構想なるものはボツにすれば良いという意見が出されました。要するに計画そのものを、地に着いたものにしていこうという考えです。また、計画の策定においても市民が参画をした上で、作ったものについてはきちりと市民に説明、公表していくという文言を入れた方が良いという意見も出されました。市民の声を聞きながら計画を立てる、執行監理に努めながら毎年市民に公表していくとの意見がありました。

それから、3項の目標を数値化しの部分について、例えば製造業等とは違い、自治体の場合には数値化できない部分も非常に多いかと思えます。そのような中で、数値化しと明確に書くのは、自治体職員の労力が掛かることにもな



りますので、文言を省いた方が良いという意見が出されました。

第15条のところでは、ここに初めて行政評価という文言が出てきますので、2項なり第16条なりで定めるという言葉を入れて、行政評価の結果を踏まえるとするのが良いのでは、との意見が出されました。また、公表するのであれば、例えば半期に一度等の期間に関する事項も入れた方が良いでしょう。

再度、第14条の部分で補足的なものとして、計画は将来のことに決まっていますので、1項の「将来的な」という文言は削除すべきという意見も出しました。同様に、第16条1項の「効果的で効率的」や、第19条1項の「開かれた」も省いた方が良いのでは、また、今回の議事録確認の部分と被るのですが、しなくても良いという逃げ道があるのは宜しくないという意見も出しました。

第18条のところでは、出資法人は土地開発公社、文化体育振興公社、社会福祉協議会、シルバー人材センターの四つのみであると伺いました。これらに対し、個別にもっと切り込んだ条項や、利用者である市民の側のニーズを踏まえた運用を掲げるような表現にした方が良いという意見が出されました。

第17条の外部監査について、「市民、市議会及び市長」とありますが読み取りにくい。市民が監査できるかたちにする方が良いのでは、という意見が出されました。

## 【グループC】

(総合計画)

第14条 市長は、第3条で定めた基本理念にのっとり、将来的な市政運営の指針として基本構想及びこれを具体化するための計画(以下「総合計画」という。)を策定しなければならない。

2 市の執行機関は、総合計画の他に特定分野ごとの計画を策定するときは、総合計画と整合を図らなければならない。

3 市の執行機関は、総合計画の内容を実現するため、実施する政策等の目標を数値化し、適正な評価に基づいた進行管理に努めなければならない。

必ずすべきである。また、行政からも計画を提案するように。

(財政運営)

第15条 市長は、総合計画及び行政評価の結果を踏まえ、健全な財政運営の

確保を図るとともに、財政状況を市民にわかりやすく公表しなければならない。

市民に対する説明責任を明確に明示する。

市民に理解して貰い、苦情をもらえる位に

抽象的なので、もっと具体的に。  
財政状況が変な方向に行かないような発表の仕方  
を考えること。

議員の報酬のトータルを公表する

2 市長は、市が保有する財産を明確にし、適正な管理を行うとともに効果的に活用していかなければならない。

具体的にはどういう意味か

市が行うのではなく、市民（外部）がする方が良い

（行政評価）

第16条 市の執行機関は、効果的で効率的な市政運営を行うため、行政評価を実施し、その内容及び結果を公表しなければならない。

2 市の執行機関は、行政評価の結果に基づき、総合計画の進行管理及び予算の編成、組織の改善等に反映させなければならない。

3 市の執行機関は、市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。

行政評価と同じ意味ではない

評価には、市民が参加できることが重要である。また、行政評価の中に外部の人を入れる方が、17条の外部監査より現実的なのではないか。

（外部監査）

第17条 市民、市議会及び市長は、公平、公正で効率的な市政運営を確保するため、必要に応じて専門性及び独立性を有する外部機関その他第三者による監査を実施することができる。

行政評価を充実させれば、敢えて必要ないのではないか。但し、条文としては置いておく。

（出資法人等に対する指導）

どういう団体か。資料が欲しい。

第18条 市の執行機関は、市が出資し、若しくはその運営のため補助をし、又は職員を派遣している法人その他の団体に関して、その財政状況等を定期的に公表し、その運営が適正かつ効率的に行われるよう指導及び助言していかなければならない。

(説明責任及び応答責任)

第19条 市は、開かれた市政運営を進めるため、市民に対して市政に関わる情報を積極的に提供し、わかりやすく説明しなければならない。

苦情を言う人だけを優先するのではなく、もっとグローバルな視点で。

2 市は、予算編成に当たっては、各地区毎に予算に関する説明の内容の充実を図るとともに予算を具体的に把握できるよう、十分な情報の提供に努めなければならない。

3 市は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して、迅速かつ誠実に応答しなければならない。

[ 発表内容 ]

第14条3項「目標を数値化し」というところで、今まで数値化することがなかったので、必ずするべきであるというのが多数を占めました。

第15条では、1項「市民にわかりやすく公表」のわかりやすきの部分が抽象的すぎるため、「市民に対する説明責任を明確にする」や「市民が理解し、逆に苦情を貰える位公表する」等、もっと具体的な表現に改めること、2項「市長は、保有する財産を・・・」を「市長は、市が保有する財産を・・・」に変更すること、「適正な監理に努めるとともに・・・」を「適正な監理を行うとともに・・・」に変更すること、「効果的に活用して」の効果的なのが分かり難いので、もっと具体的な表現にすること等の意見が出されました。

第16条のところでは、行政評価は一般的に内部で行うものですが、その評価の段階から市民や外部の人間が入る方がより効果的である、という意見が出されました。また、その内容をより充実させることで、第17条の外部監査を敢えて行う必要が無くなる事も考えられますが、特例の場合もあるため、第17条は条文としては残しておいた方がよいという意見も出されました。

第18条のところでは、大和郡山市の出資法人について、どのようなものがあり、またその財政状況はどうなっているか等の資料を、次回の会議に事務局から提出して欲しいという意見が出されました。

第19条1項について、第15条と同じく「わかりやすく」という部分が抽象的で、第2項として『2 市は、予算編成に当たっては、各地区毎に予算に関する説明の内容の充実を図ると共に予算を具体的に把握できるよう、十分な情報の提供に努めなければならない。』を新たに設け、3項に変更するという意見が出されました。

あと、第15条の財政運営のところでは、苦情を言う人だけを対象にするのではなく、もっとグローバルな視点を持って運営を行う旨の項目を追加した方が良いという意見が出されました。

【グループD】

3項とも、語尾は言い切るかたちに変更する。

(総合計画)

第14条 市長は、第3条で定めた基本理念にのっとり、将来的な市政運営の指針として基本構想及びこれを具体化するための計画（以下「総合計画」という。）を策定する。

2 市の執行機関は、総合計画の他に特定分野ごとの計画を策定するときは、総合計画と整合を図る。

3 市の執行機関は、総合計画の内容を実現するため、実施する政策等の目標を数値化し、適正な評価に基づいた進行管理を行う。

第16条、第17条にリンクさせる。

「市民がどう関わるのか」を入れて欲しい。 第7章で出てくるのでは。  
「総合計画への市民参加」と具体的な表現が必要なのでは。  
自治基本条例と総合計画との関わりを明記すべき。条文中に自治法を引用すればどうか。  
努力目標ではなく、明確に断言する。

(財政運営)

第15条 市長は、~~総合計画及び行政評価の結果を踏まえ~~、健全な財政運営を行うとともに、要求があれば公開し、財政状況を市民にわかりやすく公表しなければならない。

管理ではなく、もっと積極的な表現

2 市長は、保有する財産を明確にし、適正な管理に努めるとともに効果的に活用していかなければならない。

税金を使う前に、市民が意見を言えるようなシステムを作れないか。  
議会予算委員会があるが、議員任せにせず直接関わりたい。  
保有財産について、管理だけではなく運用も行う。その際、市民にアイデアを求める。

(行政評価)

市が自ら行うような、自己完結では意味がない！

第16条 市の執行機関は、効果的で効率的な市政運営を行うため、行政評価

を実施し、その内容及び結果を公表しなければならない。

2 市の執行機関は、行政評価の結果に基づき、総合計画の進行管理及び予算の編成、組織の改善等に反映させなければならない。

3 市の執行機関は、市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備するまう努めなければならない。

客観的、専門的に行い、自己満足で出来るような仕組みにならないようにする事！

行政評価は客観的、公正な評価が必要なので、内部評価だけではなく、第3項に表記されている“外部”からの参加を、もっと膨らませて欲しい。  
結果だけを評価しても遅い。担当課にダイレクトに意見が言えるようなシステムが欲しい。

(外部監査)

第17条 市民、市議会及び市長は、公平、公正で効率的な市政運営を確保するため、必要に応じて専門性及び独立性を有する外部機関その他第三者による監査を実施することができる。

指導ではなく、市には“監督責任”がある

(出資法人等に対する指導)

第18条 市の執行機関は、市が出資し、若しくはその運営のため補助をし、又は職員を派遣している法人その他の団体に関して、その財政状況等を定期的に公表し、その運営が適正かつ効率的に行われるよう指導及び監理、監督しなければならない。

これこそ、外部の目が必要である。  
指定管理者への指導はどうなるのか。

(説明責任及び応答責任)

第19条 市は、開かれた市政運営を進めるため、市民に対して市政に関わる情報を積極的に提供し、わかりやすく説明しなければならない。

2 市は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して、迅速かつ誠実に応答しなければならない。

真っ当な意見よりもそうでない意見への対応が大変なのではないか。  
確実に意見が反映され、回答が戻ってくるような具体的な仕組みが欲しい。

[ 発表内容 ]

第14条については、「策定する」等、述語を言い切った表現で統一することと、総合計画は基本的な計画で大切なものなので、その策定に市民がより参加できるような具体的な表現を盛り込んだ方が良いということが意見として出されました。

第15条のところでは、1項「財政状況を市民にわかりやすく公表」を「財政状況を、要求があればいつでも市民にわかりやすく公表」に変更することと、2項の保有する財産について、有効に活用するためのアイデアを市民から公募するようなシステムの構築と、管理のみではなくより積極的な活用を目指す旨を盛り込んだ方が良いということが意見として出されました。

第16条の行政評価に関しては、外部性、客観性をより強め、市の自己満足のみで終わらせないような表現にすることや、評価がその担当部署に対して、直接的に公表できるものとした方が効果が増すと思う等の意見が出されました。

第18条について、指導では弱いため、管理監督責任があることをもっと明確にし、述語も「～する」と強いものに変更した方が良いという意見が出されました。

第19条では、2項に「迅速かつ誠実に応答しなければならない」と書かれていますが、真っ当ではない意見への対応に追われ、本来対応するべきところに対応できなくなっているのではないかということ、逆に真っ当な意見を述べた時にはきちんと反映される体制づくりをして欲しいこと等が意見として出されました。

【グループE】

( 総合計画 )

第14条 市は、この条例で定めた基本理念に基づき、将来的な市政運営の指針として基本構想及びこれを具体化するための計画（以下「総合計画」という。）を市民参加の下策定しなければならない。

2 市は、総合計画の他に特定分野ごとの計画を策定するときは、総合計画と整合を図らなければならない。

3 市は、総合計画の内容を実現するため、実施する政策等の目標を数値化し、最適な評価に基づいた進行管理に努めなければならない。

第4項として、“必要に応じて見直しができる”条項を付け加える。  
全体的に、財政（行政経営）のことがまず一番に記載している市町村が多い。本条例では、第15条。

( 財政運営 )

第 15 条 市長は、総合計画及び行政評価の結果を踏まえ、健全な財政運営の確保を図るとともに、財政状況を市民にわかりやすく公表及び説明しなければならない。

2 市長は、保有する財産を明確にし、最適な管理に努め、~~るとともに~~効果的に活用し~~ていかな~~なければならない。

第 15 条を次の二つに分割し、より詳細な条文を作成する。

- ・財政運営の基本方針
- ・財政基盤の強化

また、そこには年 2 回以上の市民への報告も盛り込む。

( 行政評価 )

第 16 条 市は、効果的で効率的な市政運営を行うため、行政評価を実施し、その内容及び結果を公表しなければならない。

2 市は、行政評価の結果に基づき、総合計画の進行管理及び予算の編成、組織の改善等に反映させなければならない。

3 市は、公募による市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備しなければならない。

第 3 項は第 17 条と重複するため、第 17 条に盛り込む。

( 外部監査 )

第 17 条 市民、市議会及び市長は、公平、公正で効率的な市政運営を確保するため、~~必要に応じて~~専門性及び独立性を有する外部機関その他第三者による監査を実施しなければならない。

“結果を市民に公表しなければならない”旨の条項も付け加える

( 出資法人等に対する指導 )

第 18 条 市長等は、市が出資し、若しくはその運営のため補助をし、又は職員を派遣している法人その他の団体に関して、その財政状況等を定期的に公表し、その運営が適正かつ効率的に行われているか確認し、指導及び助言しなければならない。

( 説明責任及び応答責任 )

第 19 条 市は、開かれた市政運営を進めるため、市民に対して市政に関わる情報を積極的に提供し、わかりやすく説明しなければならない。

2 市は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して、迅速かつ誠実に応答するとともに公表しなければならない。

### [ 発表内容 ]

第6章のものとして、第14条と第15条の順番を入れ替え、また財政運営の内容を、現状よりも詳しくした方が良いという意見が出されました。

第14条のところでは、主語を「市は」に統一すること、1項「基本理念にのっとり」を「基本理念に基づき」に変更すること、同じく1項「計画を策定しなければならない。」を「計画を市民参加の下、策定しなければならない。」に変更すること、3項「適正な評価に」を「最適な評価に」に変更すること、4項目として『社会の変化に対応できるよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを図らねばならない』という文言を追加すること等が意見として出されました。

第15条は、1項「財政状況を市民にわかりやすく公表しなければならない」を「財政状況を毎年2回以上、市民にわかりやすく公表及び説明しなければならない」に変更すること、2項「適正な管理に努めるとともに効果的に活用していかなければならない」を「最適な管理に努め、活用しなければならない」に変更すること等が意見として出されました。

第16条については、主語を「市は」に統一すること、評価の方法に関して、『常に最善の方法で行うよう、改善に努めなければならない』旨の文言が必要ではないかということ等が意見として出されました。

第17条については、「必要に応じて」を削除すること、「監査を実施することができる」を「監査を実施するものとする」か「監査を実施しなければならない」に変更すること、2項目として監査の結果を市民に公表しなければならない旨の文言を追加すること等の意見が出されました。

第18条についての意見は、主語を「市は」、述語を「～しなければならない」に変更することです。

第19条についての意見は、2項「応答しなければならない」を「応答するとともに、公表しなければならない」に変更することです。

### 3. まとめ

副会長 今日の記事の中で、一点だけ述べます。「わかりやすく説明する」が分かりにくいという話が出ましたが、「説明の仕方」について説明がされていないと思います。分かり易いと感じる説明として、他団体比較や経年変化が挙げられます。

他団体比較のやり方としては、ベンチマークテストがあります。ベンチマークというのは測量基準点のことで、そこからどの位離れている



かというのを見るのがベンチマークテストです。ランキング表を思い浮かべて頂ければ、分かり易いですね。日本は、ベンチマークテストの開発が遅れています。しかし、アメリカやイギリスでは、評価を実践しているため、ベンチマークテストが非常に発達しています。

評価というのは、具体的に開発された指標を用いた共通のものでないと意味がありません。自治基本条例にどこまで記載するかという議論なれば、分かりにくさ回避のためには具体的な指標の開発が必要です。これについては、東京都の三多摩市町村等が作っている『自治調査会』の中で、市町村のベンチマークテストについてというのがあります。インターネット上に報告書が載っており、その中には評価の仕方について具体的な提案がありますので、それによって評価の仕方に関する議論が進むかと思えます。

それから、評価が内部評価なのか外部評価なのかという問題があります。内部評価も大切なことです。現在の行政評価は、予算執行で見ることが多いわけですから、きちんとした行政評価を内部で行い、それを分かり易く公表し、その評価に市民が参加する仕組みを考えた方が良いでしょう。ただ、そのためには市民側も勉強して、評価の基準や数値が持つ意味をしっかりと把握しておく必要があります。そして市、行政側の役割は、市民が持つ力を作っていくことです。この『役割』は、自治基本条例にも係ってきますし、自治体にとっては重要なことだと思えます。

私自身のことですが、大学が国立大学法人に移行した時に、ものすごい量の評価を経験しました。まず、内部評価委員会あるいは自己評価委員会を立ち上げ、1年間の議論を経て、各学科や講座毎に評価書を作成します。そして、その評価書を全国から学長等が集まった外部評価委員会にかけ、ご聴聞を頂くというふうになっており、それを3年程度のスパンで行う流れで構成されていました。

「評価疲れ」なんて言われてますが、自治体についても、どのようにしていくかという具体的な議論が必要だと思えます。

私のまとめは以上です。事務局から、来月の予定をお願いします。

事務局 次回は第6章の後半、第20～25条の予定です。

また、来る8月22日(金)の14時から、講演会を実施したいと思っています。岸和田市の基本条例が、優れた先進事例と言われている。岸和田市の基本条例作成に中心的に携わった職員で、当時は企画

課長をされていた方をお招きし、条例の策定前と策定後の違い等についてお話を伺う予定です。皆さまへのご案内は、追ってさせていただきます。

副会長 他に意見ございませんか。それではこれで第12回目の策定委員会を終わります。皆さん、お疲れ様でした。

以下余白